

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次		
第1章 総 則	第1章 総 則		
第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1	第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1		
第1 計画の目的…………… 1	第1 計画の目的…………… 1		
第2 計画の用語…………… 1	第2 計画の用語…………… 1		
第3 計画の構成…………… 1	第3 計画の構成…………… 1		
第4 基本方針…………… 2	第4 基本方針…………… 2		
第2節 茨城県の防災環境…………… 3	第2節 茨城県の防災環境…………… 3		
第1 自然環境の特性…………… 3	第1 自然環境の特性…………… 3		
1 地 形…………… 3	1 地 形…………… 3		
2 地 質…………… 3	2 地 質…………… 3		
第2 社会環境の特性…………… 3	第2 社会環境の特性…………… 3		
1 概 要…………… 3	1 概 要…………… 3		
2 人口の見通し…………… 4	2 人口の見通し…………… 4		
3 経済の見通し…………… 4	3 経済の見通し…………… 4		
4 広域交通ネットワークの整備…………… 5	4 広域交通ネットワークの整備…………… 5		
5 生活環境の変化…………… 6	5 生活環境の変化…………… 6		
第3節 茨城県の地震被害…………… 7	第3節 茨城県の地震被害…………… 7		
第1 地震災害の歴史…………… 7	第1 地震災害の歴史…………… 7		
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 14	第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 14		
第4節 各機関の業務の大綱…………… 17	第4節 各機関の業務の大綱…………… 17		
第1 茨城県…………… 17	第1 茨城県…………… 17		
第2 市町村…………… 17	第2 市町村…………… 17		
第3 指定地方行政機関…………… 18	第3 指定地方行政機関…………… 18		
第4 自衛隊…………… 21	第4 自衛隊…………… 21		
第5 指定公共機関…………… 21	第5 指定公共機関…………… 21		
第6 指定地方公共機関…………… 23	第6 指定地方公共機関…………… 23		
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 24	第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 24		
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備…… 25	第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備…… 25		
第1 対策に携わる組織の整備…… 25	第1 対策に携わる組織の整備…… 25		
1 活動体系の全体像…… 26	1 活動体系の全体像…… 26		
2 県の活動体制の整備…… 29	2 県の活動体制の整備…… 29		
3 市町村の活動体制の整備…… 30	3 市町村の活動体制の整備…… 30		
4 防災関係機関等の活動体制の整備…… 30	4 防災関係機関等の活動体制の整備…… 30		
5 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…… 30	5 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…… 30		
第2 相互応援体制の整備…… 32	第2 相互応援体制の整備…… 32		
1 応援要請・受入体制の整備…… 33	1 応援要請・受入体制の整備…… 33		
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…… 35	2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…… 35		
第3 防災組織等の活動体制の整備…… 37	第3 防災組織等の活動体制の整備…… 37		
1 自主防災組織の育成・連携…… 38	1 自主防災組織の育成・連携…… 38		
2 事業所防災体制の強化…… 39	2 事業所防災体制の強化…… 39		
3 ボランティア組織の育成・連携…… 40	3 ボランティア組織の育成・連携…… 40		
4 企業防災の促進…… 43	4 企業防災の促進…… 43		
5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…… 44	5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…… 44		
第4 情報通信ネットワークの整備…… <u>45</u>	第4 情報通信ネットワークの整備…… <u>46</u>		
1 情報通信設備の整備…… <u>46</u>	1 情報通信設備の整備…… <u>47</u>		
2 防災情報ネットワークシステムの整備…… <u>48</u>	2 防災情報ネットワークシステムの整備…… <u>49</u>		
3 アマチュア無線ボランティアの確保…… <u>48</u>	3 アマチュア無線ボランティアの確保…… <u>49</u>		
第2節 地震に強いまちづくり…… <u>50</u>	第2節 地震に強いまちづくり…… <u>51</u>		
第1 防災まちづくりの推進…… <u>50</u>	第1 防災まちづくりの推進…… <u>51</u>		
1 防災まちづくり方針の策定…… <u>51</u>	1 防災まちづくり方針の策定…… <u>52</u>		
2 防災空間の確保…… <u>52</u>	2 防災空間の確保…… <u>53</u>		
3 防災拠点の整備…… <u>53</u>	3 防災拠点の整備…… <u>54</u>		
4 市街地開発の推進…… <u>54</u>	4 市街地開発の推進…… <u>55</u>		
5 避難施設の整備…… <u>54</u>	5 避難施設の整備…… <u>55</u>		
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…… <u>56</u>	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…… <u>57</u>		
1 建築物の耐震化の推進…… <u>57</u>	1 建築物の耐震化の推進…… <u>58</u>		
2 建築物の不燃化の推進…… <u>59</u>	2 建築物の不燃化の推進…… <u>60</u>		
3 建築物の液状化被害予防対策の推進…… <u>59</u>	3 建築物の液状化被害予防対策の推進…… <u>60</u>		
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…… <u>60</u>	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…… <u>61</u>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
5 文化財保護…………… <a href="#">61</a>	5 文化財保護…………… <a href="#">62</a>		
第3 土木施設の耐震化等の推進…………… <a href="#">62</a>	第3 土木施設の耐震化等の推進…………… <a href="#">63</a>		
1 道路施設の耐震化等の推進…………… <a href="#">63</a>	1 道路施設の耐震化等の推進…………… <a href="#">64</a>		
2 鉄道施設の耐震化の推進…………… <a href="#">63</a>	2 鉄道施設の耐震化の推進…………… <a href="#">64</a>		
3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… <a href="#">63</a>	3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… <a href="#">64</a>		
4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… <a href="#">64</a>	4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… <a href="#">65</a>		
第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… <a href="#">66</a>	第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… <a href="#">67</a>		
1 電力施設の耐震化…………… <a href="#">67</a>	1 電力施設の耐震化…………… <a href="#">68</a>		
2 電話施設の耐震化…………… <a href="#">67</a>	2 電話施設の耐震化…………… <a href="#">68</a>		
3 都市ガス施設の耐震化…………… <a href="#">68</a>	3 都市ガス施設の耐震化…………… <a href="#">69</a>		
4 上水道施設の耐震化…………… <a href="#">69</a>	4 上水道施設の耐震化…………… <a href="#">70</a>		
5 下水道施設の耐震化…………… <a href="#">70</a>	5 下水道施設の耐震化…………… <a href="#">71</a>		
6 廃棄物処理施設…………… <a href="#">70</a>	6 廃棄物処理施設…………… <a href="#">71</a>		
第5 地盤災害防止対策の推進…………… <a href="#">72</a>	第5 地盤災害防止対策の推進…………… <a href="#">73</a>		
1 地盤災害危険度の把握…………… <a href="#">73</a>	1 地盤災害危険度の把握…………… <a href="#">74</a>		
2 土地利用の適正化の誘導…………… <a href="#">73</a>	2 土地利用の適正化の誘導…………… <a href="#">74</a>		
3 斜面崩壊防止対策の推進…………… <a href="#">73</a>	3 斜面崩壊防止対策の推進…………… <a href="#">74</a>		
4 造成地災害防止対策の推進…………… <a href="#">74</a>	4 造成地災害防止対策の推進…………… <a href="#">75</a>		
5 地盤沈下防止対策の推進…………… <a href="#">74</a>	5 地盤沈下防止対策の推進…………… <a href="#">75</a>		
6 液状化防止対策等の推進…………… <a href="#">74</a>	6 液状化防止対策等の推進…………… <a href="#">75</a>		
第6 危険物等施設の安全確保…………… <a href="#">76</a>	第6 危険物等施設の安全確保…………… <a href="#">77</a>		
1 石油類等危険物施設の予防対策…………… <a href="#">77</a>	1 石油類等危険物施設の予防対策…………… <a href="#">78</a>		
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… <a href="#">78</a>	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… <a href="#">79</a>		
3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… <a href="#">79</a>	3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… <a href="#">80</a>		
4 放射線使用施設の予防対策…………… <a href="#">80</a>	4 放射線使用施設の予防対策…………… <a href="#">81</a>		
第3節 被害軽減への備え…………… <a href="#">81</a>	第3節 被害軽減への備え…………… <a href="#">82</a>		
第1 緊急輸送への備え…………… <a href="#">81</a>	第1 緊急輸送への備え…………… <a href="#">82</a>		
1 緊急輸送道路の指定・整備…………… <a href="#">82</a>	1 緊急輸送道路の指定・整備…………… <a href="#">83</a>		
2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… <a href="#">83</a>	2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… <a href="#">84</a>		
3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… <a href="#">83</a>	3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… <a href="#">84</a>		
第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… <a href="#">85</a>	第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… <a href="#">86</a>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
1 出火予防…………… <u>86</u>	1 出火予防…………… <u>87</u>		
2 消防力の強化…………… <u>86</u>	2 消防力の強化…………… <u>87</u>		
3 救助力の強化…………… <u>87</u>	3 救助力の強化…………… <u>88</u>		
4 救急力の強化…………… <u>88</u>	4 救急力の強化…………… <u>89</u>		
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… <u>88</u>	5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… <u>89</u>		
第3 医療救護活動への備え…………… <u>90</u>	第3 医療救護活動への備え…………… <u>91</u>		
1 医療救護施設の確保…………… <u>91</u>	1 医療救護施設の確保…………… <u>92</u>		
2 後方医療施設の整備…………… <u>91</u>	2 後方医療施設の整備…………… <u>92</u>		
3 医薬品等の確保…………… <u>94</u>	3 医薬品等の確保…………… <u>95</u>		
4 医療機関間情報網の整備…………… <u>94</u>	4 医療機関間情報網の整備…………… <u>95</u>		
5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… <u>95</u>	5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… <u>96</u>		
6 医療関係団体との協力体制の強化…………… <u>96</u>	6 医療関係団体との協力体制の強化…………… <u>97</u>		
7 医療ボランティアの確保…………… <u>96</u>	7 医療ボランティアの確保…………… <u>97</u>		
第4 被災者支援のための備え…………… <u>98</u>	第4 被災者支援のための備え…………… <u>99</u>		
1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… <u>99</u>	1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… <u>100</u>		
2 食料、生活必需品等の供給体制の整備…………… <u>102</u>	2 食料、生活必需品等の供給体制の整備…………… <u>103</u>		
3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… <u>105</u>	3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… <u>106</u>		
4 罹災証明書の交付…………… <u>106</u>	4 罹災証明書の交付…………… <u>107</u>		
第5 要配慮者安全確保のための備え…………… <u>108</u>	第5 要配慮者安全確保のための備え…………… <u>109</u>		
1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… <u>109</u>	1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… <u>110</u>		
2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… <u>110</u>	2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… <u>111</u>		
3 要配慮者の避難所における支援体制の確保…………… <u>111</u>	3 要配慮者の避難所における支援体制の確保…………… <u>113</u>		
4 外国人に対する防災対策の充実…………… <u>111</u>	4 外国人に対する防災対策の充実…………… <u>113</u>		
第6 燃料不足への備え…………… <u>114</u>	第6 燃料不足への備え…………… <u>116</u>		
1 燃料の調達、供給体制の整備…………… <u>115</u>	1 燃料の調達、供給体制の整備…………… <u>117</u>		
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… <u>115</u>	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… <u>117</u>		
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… <u>116</u>	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… <u>118</u>		
4 平常時の心構え…………… <u>116</u>	4 平常時の心構え…………… <u>118</u>		
第4節 防災教育・訓練…………… <u>117</u>	第4節 防災教育・訓練…………… <u>119</u>		
第1 防災教育…………… <u>117</u>	第1 防災教育…………… <u>119</u>		
1 一般県民向けの防災教育…………… <u>118</u>	1 一般県民向けの防災教育…………… <u>120</u>		
2 児童生徒等に対する防災教育…………… <u>120</u>	2 児童生徒等に対する防災教育…………… <u>122</u>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
3 防災対策要員に対する防災教育…………… <a href="#">121</a>	3 防災対策要員に対する防災教育…………… <a href="#">123</a>		
第2 防災訓練…………… <a href="#">122</a>	第2 防災訓練…………… <a href="#">124</a>		
1 総合防災訓練・避難力強化訓練…………… <a href="#">123</a>	1 総合防災訓練・避難力強化訓練…………… <a href="#">125</a>		
2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… <a href="#">123</a>	2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… <a href="#">125</a>		
3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… <a href="#">124</a>	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… <a href="#">126</a>		
第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… <a href="#">126</a>	第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… <a href="#">128</a>		
1 基礎的調査研究…………… <a href="#">127</a>	1 基礎的調査研究…………… <a href="#">129</a>		
2 防災アセスメントの実施…………… <a href="#">128</a>	2 防災アセスメントの実施…………… <a href="#">130</a>		
3 被害想定調査の実施…………… <a href="#">128</a>	3 被害想定調査の実施…………… <a href="#">130</a>		
4 災害対策に関する調査研究…………… <a href="#">128</a>	4 災害対策に関する調査研究…………… <a href="#">130</a>		
5 災害教訓の伝承…………… <a href="#">129</a>	5 災害教訓の伝承…………… <a href="#">131</a>		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 初動対応…………… <a href="#">130</a>	第1節 初動対応…………… <a href="#">132</a>		
第1 職員参集・動員…………… <a href="#">130</a>	第1 職員参集・動員…………… <a href="#">132</a>		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… <a href="#">131</a>	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… <a href="#">133</a>		
2 職員の動員・参集…………… <a href="#">133</a>	2 職員の動員・参集…………… <a href="#">136</a>		
第2 災害対策本部…………… <a href="#">138</a>	第2 災害対策本部…………… <a href="#">141</a>		
1 県…………… <a href="#">139</a>	1 県…………… <a href="#">142</a>		
2 市町村、指定地方行政機関等…………… <a href="#">154</a>	2 市町村、指定地方行政機関等…………… <a href="#">157</a>		
3 国の現地対策本部との連携…………… <a href="#">154</a>	3 国の現地対策本部との連携…………… <a href="#">157</a>		
4 合同調整所の設置…………… <a href="#">154</a>	4 合同調整所の設置…………… <a href="#">157</a>		
第2節 災害情報の収集・伝達…………… <a href="#">156</a>	第2節 災害情報の収集・伝達…………… <a href="#">159</a>		
第1 通信手段の確保…………… <a href="#">156</a>	第1 通信手段の確保…………… <a href="#">159</a>		
1 専用通信設備の運用…………… <a href="#">157</a>	1 専用通信設備の運用…………… <a href="#">160</a>		
2 代替通信機能の確保…………… <a href="#">157</a>	2 代替通信機能の確保…………… <a href="#">160</a>		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… <a href="#">160</a>	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… <a href="#">163</a>		
第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… <a href="#">162</a>	第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… <a href="#">165</a>		
1 地震情報の収集・伝達…………… <a href="#">166</a>	1 地震情報の収集・伝達…………… <a href="#">169</a>		
2 被害概況の把握…………… <a href="#">170</a>	2 被害概況の把握…………… <a href="#">173</a>		
3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… <a href="#">172</a>	3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… <a href="#">175</a>		
4 国への報告…………… <a href="#">178</a>	4 国への報告…………… <a href="#">181</a>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第3 災害情報の広報…………… <a href="#">180</a>	第3 災害情報の広報…………… <a href="#">183</a>		
1 広報活動…………… <a href="#">182</a>	1 広報活動…………… <a href="#">185</a>		
2 報道機関への対応…………… <a href="#">185</a>	2 報道機関への対応…………… <a href="#">188</a>		
第3節 応援・受援…………… <a href="#">186</a>	第3節 応援・受援…………… <a href="#">189</a>		
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… <a href="#">186</a>	第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… <a href="#">189</a>		
1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… <a href="#">187</a>	1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… <a href="#">190</a>		
2 自衛隊の判断による災害派遣…………… <a href="#">189</a>	2 自衛隊の判断による災害派遣…………… <a href="#">192</a>		
3 自衛隊受入体制の確立…………… <a href="#">190</a>	3 自衛隊受入体制の確立…………… <a href="#">193</a>		
4 災害派遣部隊の撤収要請…………… <a href="#">192</a>	4 災害派遣部隊の撤収要請…………… <a href="#">195</a>		
5 経費の負担…………… <a href="#">192</a>	5 経費の負担…………… <a href="#">195</a>		
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… <a href="#">193</a>	第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… <a href="#">196</a>		
1 応援要請の実施…………… <a href="#">194</a>	1 応援要請の実施…………… <a href="#">197</a>		
2 応急措置の代行…………… <a href="#">197</a>	2 応急措置の代行…………… <a href="#">200</a>		
3 応援受入体制の確保…………… <a href="#">198</a>	3 応援受入体制の確保…………… <a href="#">201</a>		
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… <a href="#">198</a>	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… <a href="#">201</a>		
第3 他都道府県被災時の応援…………… <a href="#">201</a>	第3 他都道府県被災時の応援…………… <a href="#">204</a>		
1 他都道府県への応援・派遣…………… <a href="#">201</a>	1 他都道府県への応援・派遣…………… <a href="#">204</a>		
第4節 被害軽減対策…………… <a href="#">203</a>	第4節 被害軽減対策…………… <a href="#">206</a>		
第1 警備対策…………… <a href="#">203</a>	第1 警備対策…………… <a href="#">206</a>		
1 警備体制…………… <a href="#">204</a>	1 警備体制…………… <a href="#">207</a>		
2 警備実施…………… <a href="#">204</a>	2 警備実施…………… <a href="#">207</a>		
3 警備活動に対する援助要求…………… <a href="#">207</a>	3 警備活動に対する援助要求…………… <a href="#">210</a>		
第2 避難指示、誘導…………… <a href="#">208</a>	第2 避難指示、誘導…………… <a href="#">211</a>		
1 避難指示、高齢者等避難…………… <a href="#">209</a>	1 避難指示、高齢者等避難…………… <a href="#">212</a>		
2 警戒区域の設定…………… <a href="#">211</a>	2 警戒区域の設定…………… <a href="#">214</a>		
3 避難の誘導…………… <a href="#">211</a>	3 避難の誘導…………… <a href="#">214</a>		
4 指定緊急避難場所…………… <a href="#">212</a>	4 指定緊急避難場所…………… <a href="#">215</a>		
5 広域避難（広域一時滞在）…………… <a href="#">212</a>	5 広域避難（広域一時滞在）…………… <a href="#">215</a>		
第3 緊急輸送…………… <a href="#">214</a>	第3 緊急輸送…………… <a href="#">217</a>		
1 緊急輸送の実施…………… <a href="#">216</a>	1 緊急輸送の実施…………… <a href="#">219</a>		
2 緊急輸送のための道路の確保…………… <a href="#">216</a>	2 緊急輸送のための道路の確保…………… <a href="#">219</a>		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… <a href="#">218</a>	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… <a href="#">221</a>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
4 緊急輸送状況の把握…………… <a href="#">222</a>	4 緊急輸送状況の把握…………… <a href="#">225</a>		
5 交通規制…………… <a href="#">222</a>	5 交通規制…………… <a href="#">225</a>		
第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動…………… <a href="#">226</a>	第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動…………… <a href="#">229</a>		
1 消火活動…………… <a href="#">227</a>	1 消火活動…………… <a href="#">230</a>		
2 救助・救急活動…………… <a href="#">229</a>	2 救助・救急活動…………… <a href="#">232</a>		
3 水害防止活動…………… <a href="#">231</a>	3 水害防止活動…………… <a href="#">234</a>		
4 海上災害対策活動…………… <a href="#">232</a>	4 海上災害対策活動…………… <a href="#">235</a>		
第5 応急医療…………… <a href="#">235</a>	第5 応急医療…………… <a href="#">238</a>		
1 応急医療体制の確保…………… <a href="#">236</a>	1 応急医療体制の確保…………… <a href="#">239</a>		
2 応急医療活動…………… <a href="#">238</a>	2 応急医療活動…………… <a href="#">241</a>		
3 後方支援活動…………… <a href="#">240</a>	3 後方支援活動…………… <a href="#">243</a>		
第6 危険物等災害防止対策…………… <a href="#">245</a>	第6 危険物等災害防止対策…………… <a href="#">248</a>		
1 危険物等流出対策…………… <a href="#">246</a>	1 危険物等流出対策…………… <a href="#">249</a>		
2 石油類等危険物施設の安全確保…………… <a href="#">247</a>	2 石油類等危険物施設の安全確保…………… <a href="#">250</a>		
3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… <a href="#">247</a>	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… <a href="#">250</a>		
4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… <a href="#">247</a>	4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… <a href="#">250</a>		
5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… <a href="#">248</a>	5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… <a href="#">251</a>		
第7 燃料対策…………… <a href="#">249</a>	第7 燃料対策…………… <a href="#">252</a>		
1 連絡体制の確保と情報の収集…………… <a href="#">250</a>	1 連絡体制の確保と情報の収集…………… <a href="#">253</a>		
2 重要施設への燃料の供給…………… <a href="#">250</a>	2 重要施設への燃料の供給…………… <a href="#">253</a>		
3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… <a href="#">250</a>	3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… <a href="#">253</a>		
4 燃料の確保…………… <a href="#">251</a>	4 燃料の確保…………… <a href="#">254</a>		
5 県民への広報…………… <a href="#">251</a>	5 県民への広報…………… <a href="#">254</a>		
第5節 被災者生活支援…………… <a href="#">252</a>	第5節 被災者生活支援…………… <a href="#">255</a>		
第1 被災者の把握等…………… <a href="#">252</a>	第1 被災者の把握等…………… <a href="#">255</a>		
1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… <a href="#">253</a>	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… <a href="#">256</a>		
2 罹災証明書等の交付…………… <a href="#">254</a>	2 罹災証明書等の交付…………… <a href="#">257</a>		
第2 避難生活の確保、健康管理…………… <a href="#">255</a>	第2 避難生活の確保、健康管理…………… <a href="#">259</a>		
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… <a href="#">256</a>	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… <a href="#">260</a>		
2 避難所等における生活環境の整備…………… <a href="#">259</a>	2 避難所等における生活環境の整備…………… <a href="#">263</a>		
3 健康管理…………… <a href="#">260</a>	3 健康管理…………… <a href="#">264</a>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
4 精神保健、心のケア対策…………… <a href="#">261</a>	4 精神保健、心のケア対策…………… <a href="#">265</a>		
第3 ボランティア活動の支援…………… <a href="#">264</a>	第3 ボランティア活動の支援…………… <a href="#">268</a>		
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… <a href="#">265</a>	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… <a href="#">269</a>		
2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… <a href="#">266</a>	2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… <a href="#">270</a>		
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 <a href="#">268</a>	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 <a href="#">272</a>		
1 ニーズの把握…………… <a href="#">269</a>	1 ニーズの把握…………… <a href="#">273</a>		
2 相談窓口の設置…………… <a href="#">269</a>	2 相談窓口の設置…………… <a href="#">273</a>		
3 被災者への情報伝達…………… <a href="#">270</a>	3 被災者への情報伝達…………… <a href="#">274</a>		
4 安否情報の提供…………… <a href="#">271</a>	4 安否情報の提供…………… <a href="#">275</a>		
第5 生活救援物資の供給…………… <a href="#">272</a>	第5 生活救援物資の供給…………… <a href="#">276</a>		
1 食料、生活必需品等の供給…………… <a href="#">273</a>	1 食料、生活必需品等の供給…………… <a href="#">277</a>		
2 応急給水の実施…………… <a href="#">276</a>	2 応急給水の実施…………… <a href="#">280</a>		
第6 要配慮者安全確保対策…………… <a href="#">279</a>	第6 要配慮者安全確保対策…………… <a href="#">283</a>		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… <a href="#">280</a>	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… <a href="#">284</a>		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… <a href="#">281</a>	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… <a href="#">285</a>		
3 外国人に対する安全確保対策…………… <a href="#">282</a>	3 外国人に対する安全確保対策…………… <a href="#">286</a>		
第7 応急教育…………… <a href="#">285</a>	第7 応急教育…………… <a href="#">289</a>		
1 児童生徒等の安全確保…………… <a href="#">286</a>	1 児童生徒等の安全確保…………… <a href="#">290</a>		
2 応急教育…………… <a href="#">287</a>	2 応急教育…………… <a href="#">291</a>		
第8 帰宅困難者対策…………… <a href="#">289</a>	第8 帰宅困難者対策…………… <a href="#">293</a>		
1 各機関の取組…………… <a href="#">289</a>	1 各機関の取組…………… <a href="#">293</a>		
第9 義援物資対策…………… <a href="#">292</a>	第9 義援物資対策…………… <a href="#">296</a>		
1 義援物資の供給…………… <a href="#">293</a>	1 義援物資の供給…………… <a href="#">297</a>		
第10 愛玩動物の保護対策…………… <a href="#">294</a>	第10 愛玩動物の保護対策…………… <a href="#">298</a>		
1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… <a href="#">295</a>	1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… <a href="#">299</a>		
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… <a href="#">295</a>	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… <a href="#">299</a>		
第6節 災害救助法の適用…………… <a href="#">296</a>	第6節 災害救助法の適用…………… <a href="#">300</a>		
1 被害状況の把握及び認定…………… <a href="#">297</a>	1 被害状況の把握及び認定…………… <a href="#">301</a>		
2 救助法の適用基準…………… <a href="#">298</a>	2 救助法の適用基準…………… <a href="#">302</a>		
3 救助法の適用手続…………… <a href="#">299</a>	3 救助法の適用手続…………… <a href="#">303</a>		
4 救助法による救助…………… <a href="#">300</a>	4 救助法による救助…………… <a href="#">304</a>		
5 災害対策基金等の管理…………… <a href="#">300</a>	5 災害対策基金等の管理…………… <a href="#">304</a>		



茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
6 郵政事業に係る特別取扱い…………… <a href="#">300</a>	6 郵政事業に係る特別取扱い…………… <a href="#">304</a>		
第7節 応急復旧・事後処理…………… <a href="#">302</a>	第7節 応急復旧・事後処理…………… <a href="#">306</a>		
第1 建築物の応急復旧…………… <a href="#">302</a>	第1 建築物の応急復旧…………… <a href="#">306</a>		
1 応急危険度判定…………… <a href="#">303</a>	1 応急危険度判定…………… <a href="#">307</a>		
2 住宅の応急修理…………… <a href="#">304</a>	2 住宅の応急修理…………… <a href="#">308</a>		
3 応急仮設住宅の提供…………… <a href="#">305</a>	3 応急仮設住宅の提供…………… <a href="#">309</a>		
4 建築物の応急復旧への支援…………… <a href="#">306</a>	4 建築物の応急復旧への支援…………… <a href="#">310</a>		
第2 土木施設の応急復旧…………… <a href="#">307</a>	第2 土木施設の応急復旧…………… <a href="#">311</a>		
1 道路の応急復旧…………… <a href="#">308</a>	1 道路の応急復旧…………… <a href="#">312</a>		
2 港湾、漁港の応急復旧…………… <a href="#">309</a>	2 港湾、漁港の応急復旧…………… <a href="#">313</a>		
3 鉄道の応急復旧…………… <a href="#">309</a>	3 鉄道の応急復旧…………… <a href="#">313</a>		
4 その他土木施設の応急復旧…………… <a href="#">318</a>	4 その他土木施設の応急復旧…………… <a href="#">322</a>		
第3 ライフライン施設の応急復旧…………… <a href="#">320</a>	第3 ライフライン施設の応急復旧…………… <a href="#">324</a>		
1 電力施設の応急復旧…………… <a href="#">321</a>	1 電力施設の応急復旧…………… <a href="#">325</a>		
2 電話施設の応急復旧…………… <a href="#">324</a>	2 電話施設の応急復旧…………… <a href="#">328</a>		
3 都市ガス施設の応急復旧…………… <a href="#">327</a>	3 都市ガス施設の応急復旧…………… <a href="#">331</a>		
4 上水道施設の応急復旧…………… <a href="#">328</a>	4 上水道施設の応急復旧…………… <a href="#">332</a>		
5 下水道施設の応急復旧…………… <a href="#">330</a>	5 下水道施設の応急復旧…………… <a href="#">334</a>		
第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… <a href="#">332</a>	第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… <a href="#">336</a>		
1 災害廃棄物の処理…………… <a href="#">333</a>	1 災害廃棄物の処理…………… <a href="#">337</a>		
2 防疫…………… <a href="#">336</a>	2 防疫…………… <a href="#">340</a>		
3 障害物の除去…………… <a href="#">338</a>	3 障害物の除去…………… <a href="#">342</a>		
第5 行方不明者等の捜索…………… <a href="#">340</a>	第5 行方不明者等の捜索…………… <a href="#">344</a>		
1 行方不明者等の捜索…………… <a href="#">341</a>	1 行方不明者等の捜索…………… <a href="#">345</a>		
2 遺体の処理…………… <a href="#">341</a>	2 遺体の処理…………… <a href="#">345</a>		
3 遺体の火葬…………… <a href="#">342</a>	3 遺体の火葬…………… <a href="#">346</a>		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 被災者の生活の安定化…………… <a href="#">344</a>	第1節 被災者の生活の安定化…………… <a href="#">348</a>		
第1 義援金の募集及び配分…………… <a href="#">344</a>	第1 義援金の募集及び配分…………… <a href="#">348</a>		
1 義援金の募集及び受付…………… <a href="#">345</a>	1 義援金の募集及び受付…………… <a href="#">349</a>		
2 委員会の設置…………… <a href="#">345</a>	2 委員会の設置…………… <a href="#">349</a>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
3 義援金の保管…………… <a href="#">345</a>	3 義援金の保管…………… <a href="#">349</a>		
4 義援金の配分…………… <a href="#">345</a>	4 義援金の配分…………… <a href="#">349</a>		
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… <a href="#">347</a>	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… <a href="#">351</a>		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… <a href="#">348</a>	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… <a href="#">352</a>		
2 災害見舞金の支給…………… <a href="#">350</a>	2 災害見舞金の支給…………… <a href="#">354</a>		
3 生活福祉資金の貸付…………… <a href="#">350</a>	3 生活福祉資金の貸付…………… <a href="#">354</a>		
4 母子父子寡婦福祉資金の貸付…………… <a href="#">352</a>	4 母子父子寡婦福祉資金の貸付…………… <a href="#">356</a>		
5 農林漁業復旧資金…………… <a href="#">352</a>	5 農林漁業復旧資金…………… <a href="#">356</a>		
6 中小企業復興資金…………… <a href="#">354</a>	6 中小企業復興資金…………… <a href="#">358</a>		
7 住宅復興資金…………… <a href="#">354</a>	7 住宅復興資金…………… <a href="#">358</a>		
第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… <a href="#">356</a>	第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… <a href="#">360</a>		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… <a href="#">356</a>	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… <a href="#">360</a>		
2 その他公共料金の特例措置…………… <a href="#">357</a>	2 その他公共料金の特例措置…………… <a href="#">361</a>		
第4 雇用対策…………… <a href="#">358</a>	第4 雇用対策…………… <a href="#">362</a>		
1 離職者への措置…………… <a href="#">359</a>	1 離職者への措置…………… <a href="#">363</a>		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… <a href="#">359</a>	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… <a href="#">363</a>		
3 被災事業主に関する措置…………… <a href="#">359</a>	3 被災事業主に関する措置…………… <a href="#">363</a>		
第5 住宅建設の促進…………… <a href="#">361</a>	第5 住宅建設の促進…………… <a href="#">365</a>		
1 建設計画の作成…………… <a href="#">361</a>	1 建設計画の作成…………… <a href="#">365</a>		
2 事業の実施…………… <a href="#">362</a>	2 事業の実施…………… <a href="#">366</a>		
3 入居者の選定…………… <a href="#">362</a>	3 入居者の選定…………… <a href="#">366</a>		
第6 被災者生活再建支援法の適用…………… <a href="#">363</a>	第6 被災者生活再建支援法の適用…………… <a href="#">367</a>		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… <a href="#">364</a>	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… <a href="#">368</a>		
2 支援法の適用基準…………… <a href="#">364</a>	2 支援法の適用基準…………… <a href="#">368</a>		
3 支援法の適用手続…………… <a href="#">365</a>	3 支援法の適用手続…………… <a href="#">369</a>		
4 支援金の支給額…………… <a href="#">366</a>	4 支援金の支給額…………… <a href="#">370</a>		
5 支援金支給申請手続…………… <a href="#">366</a>	5 支援金支給申請手続…………… <a href="#">370</a>		
6 支援金の支給…………… <a href="#">367</a>	6 支援金の支給…………… <a href="#">371</a>		
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 <a href="#">368</a>	第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 <a href="#">372</a>		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… <a href="#">369</a>	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… <a href="#">373</a>		
2 補助事業の適用基準…………… <a href="#">369</a>	2 補助事業の適用基準…………… <a href="#">373</a>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元	
3	補助事業の適用手続……………	369	3	補助事業の適用手続……………	373	
4	支援金の支給額……………	370	4	支援金の支給額……………	374	
5	支援金支給申請手続……………	370	5	支援金支給申請手続……………	374	
6	支援金の支給……………	371	6	支援金の支給……………	375	
7	市町村への補助……………	371	7	市町村への補助……………	375	
第2節	被災施設の復旧……………	372	第2節	被災施設の復旧……………	376	
1	災害復旧事業計画の作成……………	373	1	災害復旧事業計画の作成……………	377	
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成……………	373	2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成……………	377	
3	災害復旧事業の実施……………	374	3	災害復旧事業の実施……………	378	
4	解体、がれき処理……………	375	4	解体、がれき処理……………	379	
第3節	激甚災害の指定……………	376	第3節	激甚災害の指定……………	380	
1	災害調査……………	376	1	災害調査……………	380	
2	激甚災害指定の手続……………	379	2	激甚災害指定の手続……………	383	
第4節	復興計画の作成……………	380	第4節	復興計画の作成……………	384	
1	事前復興対策の実施……………	381	1	事前復興対策の実施……………	385	
2	復興対策本部の設置……………	381	2	復興対策本部の設置……………	385	
3	復興方針・計画の策定……………	382	3	復興方針・計画の策定……………	386	
4	復興事業の実施……………	382	4	復興事業の実施……………	386	
付編	東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画		付編	東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画		
第1章	総則……………	384	第1章	総則……………	388	
第1節	計画作成の趣旨……………	384	第1節	計画作成の趣旨……………	388	
第2節	計画作成の基本方針……………	384	第2節	計画作成の基本方針……………	388	
第2章	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱……………	386	第2章	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱……………	390	
第3章	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置……………	393	第3章	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置……………	397	
第1節	東海地震注意情報等の伝達……………	393	第1節	東海地震注意情報等の伝達……………	397	
第2節	警戒体制への準備……………	393	第2節	警戒体制への準備……………	397	
第3節	警戒宣言、東海地震に関する情報について……………	393	第3節	警戒宣言、東海地震に関する情報について……………	397	
第4章	警戒宣言発令時の対応措置……………	396	第4章	警戒宣言発令時の対応措置……………	400	
第1節	警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達……………	396	第1節	警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達……………	400	
第2節	警戒体制の確立……………	398	第2節	警戒体制の確立……………	402	
第3節	地震防災応急対策の実施……………	407	第3節	地震防災応急対策の実施……………	411	



茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																																						
<b>第1 地震災害の歴史</b> <b>1 地震災害の歴史</b> 明治以降の地震（抜粋）					<b>第1 地震災害の歴史</b> <b>1 地震災害の歴史</b> 明治以降の地震（抜粋）					10	時点修正 (防災・危機管理課)																																																																																						
西 暦	【略】	被害摘要			西 暦	【略】	被害摘要																																																																																										
2011. 3. 11	【略】	・ ・ ・ 住家被害：全壊 <u>2,638</u> 棟，半壊 <u>25,056</u> 棟，一部損壊 <u>190,491</u> 棟 床上浸水 33 棟，床下浸水 610 棟（令和 <u>4</u> 年 5 月 1 日）			2011. 3. 11	【略】	・ ・ ・ 住家被害：全壊 <u>2,637</u> 棟，半壊 <u>25,054</u> 棟，一部損壊 <u>190,500</u> 棟 床上浸水 33 棟，床下浸水 610 棟（令和 <u>5</u> 年 5 月 1 日）																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発 震 年 月 日</th> <th colspan="2">震 央 の 位 置</th> <th rowspan="2">マグニ チュード</th> <th rowspan="2">被 害 摘 要</th> </tr> <tr> <th>西 暦</th> <th>日 本 暦</th> <th>北 緯</th> <th>東 経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022. 4. 19</td> <td>令和4. 4. 19</td> <td>36° 9'</td> <td>140° 3'</td> <td>5. 4</td> <td>城里町で震度 5 弱、水戸市など 10 市町村で震度 4、高萩市など 20 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					発 震 年 月 日		震 央 の 位 置		マグニ チュード	被 害 摘 要	西 暦	日 本 暦	北 緯	東 経	2022. 4. 19	令和4. 4. 19	36° 9'	140° 3'	5. 4	城里町で震度 5 弱、水戸市など 10 市町村で震度 4、高萩市など 20 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発 震 年 月 日</th> <th colspan="2">震 央 の 位 置</th> <th rowspan="2">マグニ チュード</th> <th rowspan="2">被 害 摘 要</th> </tr> <tr> <th>西 暦</th> <th>日 本 暦</th> <th>北 緯</th> <th>東 経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022. 4. 19</td> <td>令和4. 4. 19</td> <td>36° 09'</td> <td>140° 03'</td> <td>5. 4</td> <td>城里町で震度 5 弱、水戸市など 10 市町村で震度 4、高萩市など 20 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。</td> </tr> <tr> <td>2022. 5. 5</td> <td>令和4. 5. 5</td> <td>36° 02'</td> <td>139° 08'</td> <td>4. 8</td> <td>筑西市で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。</td> </tr> <tr> <td>2022. 5. 29</td> <td>令和4. 5. 29</td> <td>36° 02'</td> <td>140° 09'</td> <td>5. 4</td> <td>ひたちなか市など 4 市町村で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。</td> </tr> <tr> <td>2022. 11. 9</td> <td>令和4. 11. 9</td> <td>36° 02'</td> <td>140° 00'</td> <td>4. 9</td> <td>城里町で震度 5 強、笠間市など 4 市で震度 4、水戸市など 27 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。</td> </tr> <tr> <td>2023. 3. 24</td> <td>令和5. 3. 24</td> <td>36° 04'</td> <td>140° 03'</td> <td>4. 7</td> <td>日立市など 3 市で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。</td> </tr> <tr> <td>2023. 5. 26</td> <td>令和5. 5. 26</td> <td>35° 06'</td> <td>140° 07'</td> <td>6. 2</td> <td>神栖市で震度 5 弱、鹿嶋市など 9 市町で震度 4、土浦市など 29 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。</td> </tr> </tbody> </table>					発 震 年 月 日		震 央 の 位 置		マグニ チュード	被 害 摘 要	西 暦	日 本 暦	北 緯	東 経	2022. 4. 19	令和4. 4. 19	36° 09'	140° 03'	5. 4	城里町で震度 5 弱、水戸市など 10 市町村で震度 4、高萩市など 20 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。	2022. 5. 5	令和4. 5. 5	36° 02'	139° 08'	4. 8	筑西市で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。	2022. 5. 29	令和4. 5. 29	36° 02'	140° 09'	5. 4	ひたちなか市など 4 市町村で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。	2022. 11. 9	令和4. 11. 9	36° 02'	140° 00'	4. 9	城里町で震度 5 強、笠間市など 4 市で震度 4、水戸市など 27 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。	2023. 3. 24	令和5. 3. 24	36° 04'	140° 03'	4. 7	日立市など 3 市で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。	2023. 5. 26	令和5. 5. 26	35° 06'	140° 07'	6. 2	神栖市で震度 5 弱、鹿嶋市など 9 市町で震度 4、土浦市など 29 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。	12	時点修正 (防災・危機管理課)
発 震 年 月 日		震 央 の 位 置		マグニ チュード	被 害 摘 要																																																																																												
西 暦	日 本 暦	北 緯	東 経																																																																																														
2022. 4. 19	令和4. 4. 19	36° 9'	140° 3'	5. 4	城里町で震度 5 弱、水戸市など 10 市町村で震度 4、高萩市など 20 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。																																																																																												
—	—	—	—	—	—																																																																																												
—	—	—	—	—	—																																																																																												
—	—	—	—	—	—																																																																																												
—	—	—	—	—	—																																																																																												
発 震 年 月 日		震 央 の 位 置		マグニ チュード	被 害 摘 要																																																																																												
西 暦	日 本 暦	北 緯	東 経																																																																																														
2022. 4. 19	令和4. 4. 19	36° 09'	140° 03'	5. 4	城里町で震度 5 弱、水戸市など 10 市町村で震度 4、高萩市など 20 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。																																																																																												
2022. 5. 5	令和4. 5. 5	36° 02'	139° 08'	4. 8	筑西市で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。																																																																																												
2022. 5. 29	令和4. 5. 29	36° 02'	140° 09'	5. 4	ひたちなか市など 4 市町村で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。																																																																																												
2022. 11. 9	令和4. 11. 9	36° 02'	140° 00'	4. 9	城里町で震度 5 強、笠間市など 4 市で震度 4、水戸市など 27 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。																																																																																												
2023. 3. 24	令和5. 3. 24	36° 04'	140° 03'	4. 7	日立市など 3 市で震度 4 を記録。人的・物的被害無し。																																																																																												
2023. 5. 26	令和5. 5. 26	35° 06'	140° 07'	6. 2	神栖市で震度 5 弱、鹿嶋市など 9 市町で震度 4、土浦市など 29 市町村で震度 3 を記録。人的・物的被害無し。																																																																																												
<b>第4節 各機関の業務の大綱</b> (略)					<b>第4節 各機関の業務の大綱</b> (略)																																																																																												
<b>第3 指定地方行政機関</b> 東京管区气象台（水戸地方气象台）					<b>第3 指定地方行政機関</b> 東京管区气象台（水戸地方气象台）					20	風水害等対策計画編に合わせるため修正 (水戸地方气象台)																																																																																						
<u>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u>					<u>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u>																																																																																												
<u>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。</u>					<u>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u>																																																																																												
<u>3 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関する</u>					<u>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u>																																																																																												
<u>3 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関する</u>					<u>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u>																																																																																												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>こと。</p> <p><u>4 市町村長が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u></p> <p><u>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u></p> <p><u>6 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u></p> <p>第5 指定公共機関</p> <p><u>東京ガスネットワーク株式会社</u> (茨城支社)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第2 相互応援体制の整備</p> <p>■対 策</p> <p><b>1 応援要請・受入体制の整備</b></p> <p>(5) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携</p> <p>1) 県と防災関係機関との連携</p> <p>【県（防災・危機管理部）】</p> <p>③NHK水戸放送局、茨城放送との協定 (資料2-<u>18</u>、2-<u>19</u>)「災害時における放送要請に関する協定」</p> <p><b>3 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資 料</p> <p>資料2-2「震災時等の相互応援に関する協定」</p> <p><u>資料2-3「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定及び同実施細目」</u></p> <p>資料2-<u>4</u>「災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目」</p> <p>資料2-<u>5</u>「茨城県広域消防相互応援協定書」</p> <p>資料2-<u>6</u>「茨城県緊急消防援助隊受援計画」</p> <p>資料2-<u>7</u>「災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約</p>	<p><u>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p> <p>第5 指定公共機関</p> <p><u>東京ガス株式会社（日立 LNG 基地）、東京ガスネットワーク株式会社</u> (茨城支社)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第2 相互応援体制の整備</p> <p>■対 策</p> <p><b>1 応援要請・受入体制の整備</b></p> <p>(5) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携</p> <p>1) 県と防災関係機関との連携</p> <p>【県（防災・危機管理部）】</p> <p>③NHK水戸放送局、茨城放送との協定 (資料2-<u>22</u>、2-<u>23</u>)「災害時における放送要請に関する協定」</p> <p><b>3 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資 料</p> <p>資料2-2「震災時等の相互応援に関する協定」</p> <p>資料2-<u>3</u>「災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目」</p> <p>資料2-<u>4</u>「茨城県広域消防相互応援協定書」</p> <p>資料2-<u>5</u>「茨城県緊急消防援助隊受援計画」</p> <p>資料2-<u>6</u>「災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書」(<u>且</u></p>	<p>22</p> <p>35</p> <p>36</p>	<p>製造部門の追記 (東京ガスネットワーク株式会社)</p> <p>資料番号の修正 (防災・危機管理課)</p> <p>協定が廃止されているため削除及び資料番号の修正 (防災・危機管理課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>書_____」</p> <p>資料2－8「災害時の医療救護についての協定_____」</p> <p>資料2－20「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」</p> <p>資料2－21「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」</p> <p><b>第3 防災組織等の活動体制の整備</b></p> <p><b>■対 策</b></p> <p><b>3 ボランティア組織の育成・連携</b></p> <p>(5)災害ボランティア団体との連携 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、____中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>第2節 地震に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 土木施設の耐震化等の推進</b></p> <p><b>3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進</b></p> <p>(2) 農業用ため池、ダムの耐震化の推進</p>	<p>赤)」</p> <p>資料2－7「災害時の医療救護についての協定<u>（医師会）</u>」</p> <p>資料2－22「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」</p> <p>資料2－23「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」</p> <p><b>第3 防災組織等の活動体制の整備</b></p> <p><b>■対 策</b></p> <p><b>3 ボランティア組織の育成・連携</b></p> <p>(5)災害ボランティア団体との連携 (略)</p> <p>____県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。<u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第2節 地震に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 土木施設の耐震化等の推進</b></p> <p><b>3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進</b></p> <p>(2) 農業用ため池、ダムの耐震化の推進</p>	<p>42</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため (福祉政策課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(略)</p> <p>2) ダム ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令等に準拠しており、また、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、ダムごとに地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理の<u>より安全性を期するものとする。</u></p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対 策 2 電話施設の耐震化 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）_____】</p> <p>第5 地震災害防止対策の推進 ■対 策 4 造成地災害防止対策の推進 (1) 災害防止に関する指導、監督 造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 また、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。 なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、_____各 各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</p> <p>第3節 被害軽減への備え 第2 消火活動、救助・救急活動への備え ■対 策 6 資料、関連項目 (1) 資料 資料2 - 5 「茨城県広域消防相互応援協定書」</p>	<p>(略)</p> <p>2) ダム ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令等に準拠しており、また、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、ダムごとに地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理の<u>安全性をより期するものである。</u></p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対 策 2 電話施設の耐震化 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）、<u>KDDI株式会社</u>】</p> <p>第5 地震災害防止対策の推進 ■対 策 4 造成地災害防止対策の推進 (1) 災害防止に関する指導、監督 造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 また、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。 なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各 各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</p> <p>第3節 被害軽減への備え 第2 消火活動、救助・救急活動への備え ■対 策 6 資料、関連項目 (1) 資料 資料2 - 4 「茨城県広域消防相互応援協定書」</p>	<p>64</p> <p>67</p> <p>74</p> <p>89</p>	<p>文章の修正 (河川課)</p> <p>通信事業者名の追記 (KDDI株式会社)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)</p> <p>資料番号の修正 (防災・危機管理課)</p>



茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																																										
<p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■対 策</p> <p><b>2 後方医療施設の整備</b></p> <p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 (略) (指定状況)</p> <table border="1" data-bbox="143 472 871 1426"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>筑波メディカルセンター病院</td></tr> <tr><td>2</td><td>茨城県立中央病院</td></tr> <tr><td>3</td><td>J Aとりで総合医療センター</td></tr> <tr><td>4</td><td>取手北相馬保健医療センター病院</td></tr> <tr><td>5</td><td>茨城西南医療センター病院</td></tr> <tr><td>6</td><td>水戸済生会総合病院</td></tr> <tr><td>7</td><td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td></tr> <tr><td>8</td><td>総合病院土浦協同病院</td></tr> <tr><td>9</td><td>筑波大学附属病院</td></tr> <tr><td>10</td><td>株式会社日立製作所日立総合病院</td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td><u>土浦協同病院なめがた地域医療センター</u></td></tr> <tr><td><u>12</u></td><td><u>水戸赤十字病院</u></td></tr> <tr><td><u>13</u></td><td><u>総合病院水戸協同病院</u></td></tr> <tr><td><u>14</u></td><td><u>古河赤十字病院</u></td></tr> <tr><td><u>15</u></td><td><u>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</u></td></tr> <tr><td><u>16</u></td><td><u>茨城県西部メディカルセンター</u></td></tr> <tr><td><u>17</u></td><td><u>筑波記念病院</u></td></tr> <tr><td><u>18</u></td><td><u>城西病院</u></td></tr> <tr><td><u>19</u></td><td><u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u></td></tr> <tr><td><u>20</u></td><td><u>神栖済生会病院</u></td></tr> <tr><td><u>21</u></td><td><u>つくばセントラル病院</u></td></tr> <tr><td><u>22</u></td><td><u>牛久愛和総合病院</u></td></tr> </tbody> </table>	医療機関名		1	筑波メディカルセンター病院	2	茨城県立中央病院	3	J Aとりで総合医療センター	4	取手北相馬保健医療センター病院	5	茨城西南医療センター病院	6	水戸済生会総合病院	7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	8	総合病院土浦協同病院	9	筑波大学附属病院	10	株式会社日立製作所日立総合病院	<u>11</u>	<u>土浦協同病院なめがた地域医療センター</u>	<u>12</u>	<u>水戸赤十字病院</u>	<u>13</u>	<u>総合病院水戸協同病院</u>	<u>14</u>	<u>古河赤十字病院</u>	<u>15</u>	<u>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</u>	<u>16</u>	<u>茨城県西部メディカルセンター</u>	<u>17</u>	<u>筑波記念病院</u>	<u>18</u>	<u>城西病院</u>	<u>19</u>	<u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u>	<u>20</u>	<u>神栖済生会病院</u>	<u>21</u>	<u>つくばセントラル病院</u>	<u>22</u>	<u>牛久愛和総合病院</u>	<p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■対 策</p> <p><b>2 後方医療施設の整備</b></p> <p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 (略) (指定状況)</p> <table border="1" data-bbox="1012 472 1740 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>筑波メディカルセンター病院</td></tr> <tr><td>2</td><td>茨城県立中央病院</td></tr> <tr><td>3</td><td>J Aとりで総合医療センター</td></tr> <tr><td>4</td><td>取手北相馬保健医療センター病院</td></tr> <tr><td>5</td><td>茨城西南医療センター病院</td></tr> <tr><td>6</td><td>水戸済生会総合病院</td></tr> <tr><td>7</td><td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td></tr> <tr><td>8</td><td>総合病院土浦協同病院</td></tr> <tr><td>9</td><td>筑波大学附属病院</td></tr> <tr><td>10</td><td>株式会社日立製作所日立総合病院</td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td><u>水戸赤十字病院</u></td></tr> <tr><td><u>12</u></td><td><u>総合病院水戸協同病院</u></td></tr> <tr><td><u>13</u></td><td><u>古河赤十字病院</u></td></tr> <tr><td><u>14</u></td><td><u>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</u></td></tr> <tr><td><u>15</u></td><td><u>茨城県西部メディカルセンター</u></td></tr> <tr><td><u>16</u></td><td><u>筑波記念病院</u></td></tr> <tr><td><u>17</u></td><td><u>城西病院</u></td></tr> <tr><td><u>18</u></td><td><u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u></td></tr> <tr><td><u>19</u></td><td><u>神栖済生会病院</u></td></tr> <tr><td><u>20</u></td><td><u>つくばセントラル病院</u></td></tr> <tr><td><u>21</u></td><td><u>牛久愛和総合病院</u></td></tr> </tbody> </table>	医療機関名		1	筑波メディカルセンター病院	2	茨城県立中央病院	3	J Aとりで総合医療センター	4	取手北相馬保健医療センター病院	5	茨城西南医療センター病院	6	水戸済生会総合病院	7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	8	総合病院土浦協同病院	9	筑波大学附属病院	10	株式会社日立製作所日立総合病院	<u>11</u>	<u>水戸赤十字病院</u>	<u>12</u>	<u>総合病院水戸協同病院</u>	<u>13</u>	<u>古河赤十字病院</u>	<u>14</u>	<u>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</u>	<u>15</u>	<u>茨城県西部メディカルセンター</u>	<u>16</u>	<u>筑波記念病院</u>	<u>17</u>	<u>城西病院</u>	<u>18</u>	<u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u>	<u>19</u>	<u>神栖済生会病院</u>	<u>20</u>	<u>つくばセントラル病院</u>	<u>21</u>	<u>牛久愛和総合病院</u>	<p>93</p>	<p>DMAT指定医療機関の指定が解除されたため (保健政策課)</p>
医療機関名																																																																																													
1	筑波メディカルセンター病院																																																																																												
2	茨城県立中央病院																																																																																												
3	J Aとりで総合医療センター																																																																																												
4	取手北相馬保健医療センター病院																																																																																												
5	茨城西南医療センター病院																																																																																												
6	水戸済生会総合病院																																																																																												
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																																																																												
8	総合病院土浦協同病院																																																																																												
9	筑波大学附属病院																																																																																												
10	株式会社日立製作所日立総合病院																																																																																												
<u>11</u>	<u>土浦協同病院なめがた地域医療センター</u>																																																																																												
<u>12</u>	<u>水戸赤十字病院</u>																																																																																												
<u>13</u>	<u>総合病院水戸協同病院</u>																																																																																												
<u>14</u>	<u>古河赤十字病院</u>																																																																																												
<u>15</u>	<u>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</u>																																																																																												
<u>16</u>	<u>茨城県西部メディカルセンター</u>																																																																																												
<u>17</u>	<u>筑波記念病院</u>																																																																																												
<u>18</u>	<u>城西病院</u>																																																																																												
<u>19</u>	<u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u>																																																																																												
<u>20</u>	<u>神栖済生会病院</u>																																																																																												
<u>21</u>	<u>つくばセントラル病院</u>																																																																																												
<u>22</u>	<u>牛久愛和総合病院</u>																																																																																												
医療機関名																																																																																													
1	筑波メディカルセンター病院																																																																																												
2	茨城県立中央病院																																																																																												
3	J Aとりで総合医療センター																																																																																												
4	取手北相馬保健医療センター病院																																																																																												
5	茨城西南医療センター病院																																																																																												
6	水戸済生会総合病院																																																																																												
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																																																																												
8	総合病院土浦協同病院																																																																																												
9	筑波大学附属病院																																																																																												
10	株式会社日立製作所日立総合病院																																																																																												
<u>11</u>	<u>水戸赤十字病院</u>																																																																																												
<u>12</u>	<u>総合病院水戸協同病院</u>																																																																																												
<u>13</u>	<u>古河赤十字病院</u>																																																																																												
<u>14</u>	<u>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</u>																																																																																												
<u>15</u>	<u>茨城県西部メディカルセンター</u>																																																																																												
<u>16</u>	<u>筑波記念病院</u>																																																																																												
<u>17</u>	<u>城西病院</u>																																																																																												
<u>18</u>	<u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u>																																																																																												
<u>19</u>	<u>神栖済生会病院</u>																																																																																												
<u>20</u>	<u>つくばセントラル病院</u>																																																																																												
<u>21</u>	<u>牛久愛和総合病院</u>																																																																																												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■対 策</p> <p><b>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</b></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換 _____ に努めるものとする。</p> <p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対 策</p> <p><b>2 在宅要配慮者の救護体制の確保</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者状況把握</p> <p><b>【市町村】</b></p> <p>(略)</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■対 策</p> <p><b>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</b></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対 策</p> <p><b>2 在宅要配慮者の救護体制の確保</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者状況把握</p> <p><b>【市町村】</b></p> <p>(略)</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>102</p> <p>110</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため (福祉政策課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><b>【県（福祉部）】</b></p> <p><u>市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p>	<p>110</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため (福祉政策課)</p>
<p>(略)</p> <p><b>(3) 相互協力体制の整備</b> <b>【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】</b> (略)</p> <p>特に、市町村は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。</p>	<p><b>(3) 相互協力体制の整備</b> <b>【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、市町村】</b> (略)</p> <p>特に、市町村は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。</p>	<p>111</p>	<p>担当部局の追加 (長寿福祉課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 【県（防災・危機管理部、_____福祉部）、市町村】</p> <p><b>3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保</b> (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>4 資料・関連項目</b> (1)資料</p> <p>_____</p> <p>第4節 防災教育 第1 防災教育 ■対 策</p> <p><b>1 一般県民向けの防災教育</b> (1) 普及啓発すべき内容 1) 「自助」「共助」の推進 ①～⑦ (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>⑧ 適切な避難行動</b> (略)</p>	<p><u>また、県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 【県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>、福祉部）、市町村】</p> <p><b>3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保</b> (略)</p> <p><u>(2) 助産師による支援活動</u> 【<u>県（福祉部）、市町村</u>】</p> <p><u>県は、市町村の要請等により、一般社団法人茨城県助産師会に助産師の派遣を要請し、避難所等において、妊産婦や乳児に対する応急救護活動及び緊急時の助産、妊産婦や乳児に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談を行う。</u></p> <p><b>4 資料・関連項目</b> (1)資料</p> <p><u>資料2-11「災害時の助産師による支援活動についての協定」</u></p> <p>第4節 防災教育 第1 防災教育 ■対 策</p> <p><b>1 一般県民向けの防災教育</b> (1) 普及啓発すべき内容 1) 「自助」「共助」の推進 ①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u> <u>家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平常時からの備えについて普及・啓発を図る。</u></p> <p><b>⑨ 適切な避難行動</b> (略)</p>	<p>111</p> <p>111</p> <p>111</p> <p>113</p> <p>119</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理部)</p> <p>担当部局の追加 (長寿福祉課)</p> <p>災害時の助産師による支援活動について茨城県助産師会と協定締結 (少子対策課)</p> <p>災害時の助産師による支援活動について茨城県助産師会と協定締結 (少子対策課)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>⑨ 避難場所・避難経路の確認 （略）</p> <p>⑩ 被災状況の記録</p>	<p>⑩ 避難場所・避難経路の確認 （略）</p> <p>⑪ 被災状況の記録</p>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																																
<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■対策 1 職員の動員配備態勢区分の基準及び内容 (略) 付表(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="91 481 929 908"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">事前配備体制</th> </tr> <tr> <th>事前配備1</th> <th>事前配備2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業戦略部</td> <td></td> <td>営業企画課 <u>3</u> プロモーションチーム <u>2</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">土木部</td> <td>監理課</td> <td>1 監理課 <u>5</u></td> </tr> <tr> <td>道路建設課</td> <td>2 道路建設課 <u>2</u></td> </tr> <tr> <td>道路維持課</td> <td>2 道路維持課 <u>4</u></td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>2 河川課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>2 港湾課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>都市整備課</td> <td>2 都市整備課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>2 下水道課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>(土木・工事事務所(工務所含む))</td> <td><u>12土木・工事事務所(工務所を含む) 各2人</u> <u>24</u></td> <td><u>12土木・工事事務所(工務所を含む) 各4人</u> <u>48</u></td> </tr> <tr> <td>(港湾事務所)</td> <td><u>2港湾事務所 各2人</u> <u>4</u></td> <td><u>2港湾事務所 各4人</u> <u>8</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(下水道事務所)</td> <td>鹿島下水道事務所 <u>2</u></td> <td>鹿島下水道事務所 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>流域下水道事務所 <u>2</u></td> <td>流域下水道事務所 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>(浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センター <u>8</u></td> <td>(浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センター <u>8</u></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事前配備体制		事前配備1	事前配備2	営業戦略部		営業企画課 <u>3</u> プロモーションチーム <u>2</u>	土木部	監理課	1 監理課 <u>5</u>	道路建設課	2 道路建設課 <u>2</u>	道路維持課	2 道路維持課 <u>4</u>	河川課	2 河川課 <u>3</u>	港湾課	2 港湾課 <u>3</u>	都市整備課	2 都市整備課 <u>3</u>	下水道課	2 下水道課 <u>3</u>	(土木・工事事務所(工務所含む))	<u>12土木・工事事務所(工務所を含む) 各2人</u> <u>24</u>	<u>12土木・工事事務所(工務所を含む) 各4人</u> <u>48</u>	(港湾事務所)	<u>2港湾事務所 各2人</u> <u>4</u>	<u>2港湾事務所 各4人</u> <u>8</u>	(下水道事務所)	鹿島下水道事務所 <u>2</u>	鹿島下水道事務所 <u>3</u>	流域下水道事務所 <u>2</u>	流域下水道事務所 <u>3</u>	(浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センター <u>8</u>	(浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センター <u>8</u>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■対策 1 職員の動員配備態勢区分の基準及び内容 (略) 付表(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="958 504 1796 1434"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">事前配備体制</th> </tr> <tr> <th>事前配備1</th> <th>事前配備2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業戦略部</td> <td></td> <td>営業企画課 <u>4</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">土木部</td> <td>監理課</td> <td>1 監理課 <u>5</u></td> </tr> <tr> <td>道路建設課</td> <td>2 道路建設課 <u>2</u></td> </tr> <tr> <td>道路維持課</td> <td>2 道路維持課 <u>4</u></td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>2 河川課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>2 港湾課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>都市整備課</td> <td>2 都市整備課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>2 下水道課 <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>(土木・工事事務所(工務所含む))</td> <td>○震度5弱・津波注意報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波注意報発表市町村を管轄する事務所)</td> <td>○震度5強・津波警報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波警報発表市町村を管轄する事務所)</td> </tr> <tr> <td>(港湾事務所)</td> <td>土木・工事事務所(工務所含む) 各2人 港湾事務所 各2人 下水道事務所 各2人</td> <td>土木・工事事務所(工務所含む) 各4人 港湾事務所 各4人 下水道事務所 各3人 浄化センター 各2人</td> </tr> <tr> <td>(下水道事務所)</td> <td>○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 配備なし</td> <td>○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ○北海道・三陸沖後発地震注意情報 沿岸市町村を管轄する事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土木・工事事務所 各4人 ・水戸土木 ・潮来土木 ・常陸大宮土木 ・高萩工事 ・鉾田工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾事務所 各4人 ・茨城港湾 ・鹿嶋港湾</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下水道事務所 各3人 ・流域下水 ・鹿島下水</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浄化センター 各2人 ・那珂久慈浄化センター</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事前配備体制		事前配備1	事前配備2	営業戦略部		営業企画課 <u>4</u>	土木部	監理課	1 監理課 <u>5</u>	道路建設課	2 道路建設課 <u>2</u>	道路維持課	2 道路維持課 <u>4</u>	河川課	2 河川課 <u>3</u>	港湾課	2 港湾課 <u>3</u>	都市整備課	2 都市整備課 <u>3</u>	下水道課	2 下水道課 <u>3</u>	(土木・工事事務所(工務所含む))	○震度5弱・津波注意報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波注意報発表市町村を管轄する事務所)	○震度5強・津波警報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波警報発表市町村を管轄する事務所)	(港湾事務所)	土木・工事事務所(工務所含む) 各2人 港湾事務所 各2人 下水道事務所 各2人	土木・工事事務所(工務所含む) 各4人 港湾事務所 各4人 下水道事務所 各3人 浄化センター 各2人	(下水道事務所)	○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 配備なし	○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ○北海道・三陸沖後発地震注意情報 沿岸市町村を管轄する事務所			土木・工事事務所 各4人 ・水戸土木 ・潮来土木 ・常陸大宮土木 ・高萩工事 ・鉾田工事			港湾事務所 各4人 ・茨城港湾 ・鹿嶋港湾			下水道事務所 各3人 ・流域下水 ・鹿島下水			浄化センター 各2人 ・那珂久慈浄化センター	<p>132</p> <p>132</p>	<p>災害対策本部条例施行規則の改正 (営業企画課)</p> <p>土木部内における地震等の状況に応じた配備体制の修正 (検査指導課)</p>
部 局 名		事前配備体制																																																																																	
	事前配備1	事前配備2																																																																																	
営業戦略部		営業企画課 <u>3</u> プロモーションチーム <u>2</u>																																																																																	
土木部	監理課	1 監理課 <u>5</u>																																																																																	
	道路建設課	2 道路建設課 <u>2</u>																																																																																	
	道路維持課	2 道路維持課 <u>4</u>																																																																																	
	河川課	2 河川課 <u>3</u>																																																																																	
	港湾課	2 港湾課 <u>3</u>																																																																																	
	都市整備課	2 都市整備課 <u>3</u>																																																																																	
	下水道課	2 下水道課 <u>3</u>																																																																																	
(土木・工事事務所(工務所含む))	<u>12土木・工事事務所(工務所を含む) 各2人</u> <u>24</u>	<u>12土木・工事事務所(工務所を含む) 各4人</u> <u>48</u>																																																																																	
(港湾事務所)	<u>2港湾事務所 各2人</u> <u>4</u>	<u>2港湾事務所 各4人</u> <u>8</u>																																																																																	
(下水道事務所)	鹿島下水道事務所 <u>2</u>	鹿島下水道事務所 <u>3</u>																																																																																	
	流域下水道事務所 <u>2</u>	流域下水道事務所 <u>3</u>																																																																																	
	(浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センター <u>8</u>	(浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センター <u>8</u>																																																																																	
部 局 名	事前配備体制																																																																																		
	事前配備1	事前配備2																																																																																	
営業戦略部		営業企画課 <u>4</u>																																																																																	
土木部	監理課	1 監理課 <u>5</u>																																																																																	
	道路建設課	2 道路建設課 <u>2</u>																																																																																	
	道路維持課	2 道路維持課 <u>4</u>																																																																																	
	河川課	2 河川課 <u>3</u>																																																																																	
	港湾課	2 港湾課 <u>3</u>																																																																																	
	都市整備課	2 都市整備課 <u>3</u>																																																																																	
	下水道課	2 下水道課 <u>3</u>																																																																																	
(土木・工事事務所(工務所含む))	○震度5弱・津波注意報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波注意報発表市町村を管轄する事務所)	○震度5強・津波警報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波警報発表市町村を管轄する事務所)																																																																																	
(港湾事務所)	土木・工事事務所(工務所含む) 各2人 港湾事務所 各2人 下水道事務所 各2人	土木・工事事務所(工務所含む) 各4人 港湾事務所 各4人 下水道事務所 各3人 浄化センター 各2人																																																																																	
(下水道事務所)	○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 配備なし	○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ○北海道・三陸沖後発地震注意情報 沿岸市町村を管轄する事務所																																																																																	
		土木・工事事務所 各4人 ・水戸土木 ・潮来土木 ・常陸大宮土木 ・高萩工事 ・鉾田工事																																																																																	
		港湾事務所 各4人 ・茨城港湾 ・鹿嶋港湾																																																																																	
		下水道事務所 各3人 ・流域下水 ・鹿島下水																																																																																	
		浄化センター 各2人 ・那珂久慈浄化センター																																																																																	

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><b>3 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料 資料 2 - <u>20</u> 「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」 資料 2 - <u>21</u> 「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」</p> <p><b>第 2 災害対策本部</b> <b>■ 対 策</b></p> <p><b>1 県</b></p> <p>(3) 組織 2) 災害対策本部 (略) (1) 組織系統</p> <p>防災会議</p>	<p><b>3 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料 資料 2 - <u>22</u> 「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」 資料 2 - <u>23</u> 「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」</p> <p><b>第 2 災害対策本部</b> <b>■ 対 策</b></p> <p><b>1 県</b></p> <p>(3) 組織 2) 災害対策本部 (略) (1) 組織系統</p> <p>防災会議</p>	<p>137</p> <p>142</p>	<p>資料番号の修正 (防災・危機管理課)</p> <p>災害対策本部条例施行規則の改正 (産業政策課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																												
<p>&lt;事務局組織&gt; 事務局付：防災・危機管理部企画監、防災・危機管理課防災・危機管理専門監、防災・危機管理課副参事（機動班総括班長を兼ねる）、消防安全課長、消防安全課産業保安室長、消防安全課副参事、原子力安全対策課長、原子力安全対策課防災調整監、</p> <table border="1" data-bbox="91 491 929 759"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">物資・燃料調整班</td> <td rowspan="5">消防安全課産業保安室室長補佐</td> <td rowspan="5">防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 福祉政策課員 1人</td> <td>税務課員 1人</td> <td>1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市町村課員 1人</td> <td>2 燃料の確保に係る連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>政策調整課員 1人</td> <td>3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理課員 1人</td> <td>4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>空港対策課員 1人</td> <td>5 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>立地整備課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>科学技術振興課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5) 職員の健康管理及び給食等 事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。 なお、職員の休憩・仮眠、医療、給食に関する詳細事項については、資料 1-14「職員の健康管理及び給食等に関する事項」に従うものとする。</p> <p><b>5 資料、関連項目</b> (1) 資料 資料 1 - 13 「茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」 資料 1 - 14 「職員の健康管理及び給食等に関する事項」</p> <p>第 2 節 災害情報の収集・伝達 第 1 通信手段の確保 ■ 対策</p>	班名	班長	副班長	班員	分掌事務	物資・燃料調整班	消防安全課産業保安室室長補佐	防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 福祉政策課員 1人	税務課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。	市町村課員 1人	2 燃料の確保に係る連絡調整に関すること。	政策調整課員 1人	3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関すること。	防災・危機管理課員 1人	4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。	空港対策課員 1人	5 電力の供給に関すること。	立地整備課員 1人					中小企業課員 1人					科学技術振興課員 1人					会計管理課員 1人					<p>&lt;事務局組織&gt; 事務局付：防災・危機管理部企画室長、防災・危機管理課防災・危機管理専門監、防災・危機管理課副参事（機動班総括班長を兼ねる）、消防安全課長、消防安全課産業保安室長、消防安全課副参事、原子力安全対策課長、原子力安全対策課防災調整監、<u>原子力安全対策課副参事</u></p> <table border="1" data-bbox="960 491 1798 759"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">物資・燃料調整班</td> <td rowspan="5">消防安全課産業保安室室長補佐</td> <td rowspan="5">防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 福祉政策課員 1人</td> <td>税務課員 1人</td> <td>1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市町村課員 1人</td> <td>2 燃料の確保に係る連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>政策調整課員 1人</td> <td>3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理課員 1人</td> <td>4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>空港対策課員 1人</td> <td>5 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>立地整備課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業人材育成課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>科学技術振興課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理課員 1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5) 職員の健康管理及び給食等 事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。 なお、職員の休憩・仮眠、医療、給食に関する詳細事項については、資料 1-15「職員の健康管理及び給食等に関する事項」に従うものとする。</p> <p><b>5 資料、関連項目</b> (1) 資料 資料 1 - 14 「茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」 資料 1 - 15 「職員の健康管理及び給食等に関する事項」</p> <p>第 2 節 災害情報の収集・伝達 第 1 通信手段の確保 ■ 対策</p>	班名	班長	副班長	班員	分掌事務	物資・燃料調整班	消防安全課産業保安室室長補佐	防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 福祉政策課員 1人	税務課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。	市町村課員 1人	2 燃料の確保に係る連絡調整に関すること。	政策調整課員 1人	3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関すること。	防災・危機管理課員 1人	4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。	空港対策課員 1人	5 電力の供給に関すること。	立地整備課員 1人					産業人材育成課員 1人					科学技術振興課員 1人					会計管理課員 1人					<p>143</p> <p>144</p> <p>154</p> <p>155</p>	<p>災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則の改正 (防災・危機管理課)</p> <p>災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則の改正 (防災・危機管理課)</p> <p>資料番号の修正 (防災・危機管理課)</p> <p>資料番号の修正 (防災・危機管理課)</p>
班名	班長	副班長	班員	分掌事務																																																																											
物資・燃料調整班	消防安全課産業保安室室長補佐	防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 福祉政策課員 1人	税務課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。																																																																											
			市町村課員 1人	2 燃料の確保に係る連絡調整に関すること。																																																																											
			政策調整課員 1人	3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関すること。																																																																											
			防災・危機管理課員 1人	4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。																																																																											
			空港対策課員 1人	5 電力の供給に関すること。																																																																											
立地整備課員 1人																																																																															
中小企業課員 1人																																																																															
科学技術振興課員 1人																																																																															
会計管理課員 1人																																																																															
班名	班長	副班長	班員	分掌事務																																																																											
物資・燃料調整班	消防安全課産業保安室室長補佐	防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 福祉政策課員 1人	税務課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関すること。																																																																											
			市町村課員 1人	2 燃料の確保に係る連絡調整に関すること。																																																																											
			政策調整課員 1人	3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関すること。																																																																											
			防災・危機管理課員 1人	4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。																																																																											
			空港対策課員 1人	5 電力の供給に関すること。																																																																											
立地整備課員 1人																																																																															
産業人材育成課員 1人																																																																															
科学技術振興課員 1人																																																																															
会計管理課員 1人																																																																															



茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元								
<p><b>2 代替通信機能の確保</b>  <b>【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</b>                      (略)                      (4) 放送昨日の利用                      (略)                      具体的な要請手続については、資料2－<u>7</u>及び2－<u>8</u>を参照のこと。</p> <p><b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b>  <b>■基本事項</b>  <b>3 活動項目リスト</b>                      (1) 地震情報の収集・伝達                      1) 地震情報の収集                      1) 南海トラフ地震に関する情報                      南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの<u>フィリピン</u>とユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。                      (略)</p> <table border="1" data-bbox="91 922 927 1283"> <caption>「南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件」</caption> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報</td> <td>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する<u>講評</u>検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>■対 策</b>  <b>1 地震情報の収集・伝達</b>                      (略)                      (1) 地震情報の収集</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する <u>講評</u> 検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。	<p><b>2 代替通信機能の確保</b>  <b>【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</b>                      (略)                      (4) 放送昨日の利用                      (略)                      具体的な要請手続については、資料2－<u>22</u>及び2－<u>23</u>を参照のこと。</p> <p><b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b>  <b>■基本事項</b>  <b>3 活動項目リスト</b>                      (1) 地震情報の収集・伝達                      1) 地震情報の収集                      1) 南海トラフ地震に関する情報                      南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの<u>フィリピン海プレート</u>とユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。                      (略)</p> <table border="1" data-bbox="960 922 1796 1283"> <caption>「南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件」</caption> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報</td> <td>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する<u>評価</u>検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>■対 策</b>  <b>1 地震情報の収集・伝達</b>                      (略)                      (1) 地震情報の収集</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する <u>評価</u> 検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。	<p>160</p> <p>163</p> <p>164</p>	<p>資料番号の修正                      (防災・危機管理課)</p> <p>文言の修正                      (水戸地方気象台)</p> <p>文言の修正                      (水戸地方気象台)</p>
情報名	情報発表条件										
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する <u>講評</u> 検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。										
情報名	情報発表条件										
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する <u>評価</u> 検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。										

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																		
<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・<u>マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u></td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・ <u>マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u></td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	<p>167</p>	<p>現在の推計震度分布図と整合を図るため（水戸地方気象台）</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																			
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																			
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・ <u>マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																			
地震情報の種類	発表基準	内容																			
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																			
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																			
<p>(2) 地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p>地震情報伝達系統図</p> <p>2) 各機関の措置 (略)</p> <p>① 水戸地方気象台における措置 水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波警報等及び地震情</p>	<p>(2) 地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p>地震情報伝達系統図</p> <p>2) 各機関の措置 (略)</p> <p>① 水戸地方気象台における措置 水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波警報等及び地震情</p>	<p>167</p> <p>167</p> <p>168</p>	<p>表記の整理（水戸地方気象台）</p> <p>情報伝達系統図の修正（水戸地方気象台）</p>																		

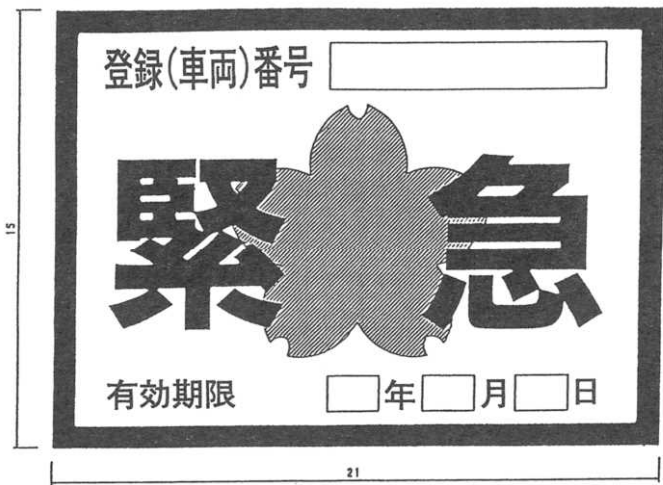

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。</p> <p>さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内 <b>1キロ</b>メッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。</p> <p><b>2 被害概況の把握</b>  <b>【県（総務部、防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</b>  <b>(1) 震度情報ネットワークシステムの活用</b>                  県内の県が設置した震度計(79箇所)、気象庁設置(5箇所)及び<b>牛久市</b>設置（1箇所：<b>平成27年度</b>）の震度情報を県でオンラインで収集し、県内の震度分布を把握する。                  震度計の設置 初期：平成8年度整備                  更新：<b>平成21、22年度</b>整備</p> <p><b>第3 災害情報の広報</b>  <b>■対策</b>  <b>3 資料、関連項目</b>                  (1)資料                  資料2－<b>21</b>「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」                  資料2－<b>22</b>「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」                  資料2－<b>24</b>「災害時における報道要請に関する協定」</p> <p><b>第3節 応援・受援</b>  <b>第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行</b>  <b>■対策</b>  <b>1 応援要請の実施</b>                  (1) 県の応援要請  <b>【県（防災・危機管理部）】</b>                  (略)                  2) 他都道府県への要請                  ① 災害時等の相互応援に関する協定に基づく要請                  (略)</p>	<p>報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。</p> <p>さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内 <b>250メートル</b>メッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。</p> <p><b>2 被害概況の把握</b>  <b>【県（総務部、防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</b>  <b>(1) 震度情報ネットワークシステムの活用</b>                  県内の県が設置した震度計(79箇所)、気象庁設置(5箇所)及び<b>北茨城市</b>設置（1箇所：<b>平成29年度</b>）の震度情報を県でオンラインで収集し、県内の震度分布を把握する。                  震度計の設置 初期：平成8年度整備                  更新：<b>令和4年度</b>整備</p> <p><b>第3 災害情報の広報</b>  <b>■対策</b>  <b>3 資料、関連項目</b>                  (1)資料                  資料2－<b>22</b>「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」                  資料2－<b>23</b>「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」                  資料2－<b>25</b>「災害時における報道要請に関する協定」</p> <p><b>第3節 応援・受援</b>  <b>第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行</b>  <b>■対策</b>  <b>1 応援要請の実施</b>                  (1) 県の応援要請  <b>【県（防災・危機管理部）】</b>                  (略)                  2) 他都道府県への要請                  ① 災害時等の相互応援に関する協定に基づく要請                  (略)</p>	<p>168</p> <p>170</p> <p>185</p>	<p>現在の推計震度分布図と整合を図るため（水戸地方気象台）</p> <p>時点修正（水戸地方気象台）</p> <p>資料番号の修正（防災・危機管理課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>その際、とりあえず口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。(資料2-2「<u>災害</u>時等の相互応援に関する協定」、<u>資料2-3「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」</u>参照)</p> <p><b>5 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料 資料2-2「<u>災害</u>時等の相互応援に関する協定（1都9県）」 <u>資料2-3「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定及び実施細目」</u> 資料2-<u>4</u>「災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目」 資料2-<u>5</u>「茨城県広域消防相互応援協定書」 資料2-<u>6</u>「茨城県緊急消防援助隊受援計画」</p> <p>第3 他都道府県被災時の応援</p> <p>■対策</p> <p><b>2 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料 資料2-2「<u>災害</u>時等の相互応援に関する協定（1都9県）」 <u>資料2-3「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定及び実施細目」</u></p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>第3 緊急輸送</p> <p>■対策</p> <p><b>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付） 【県（防災・危機管理部、警察本部）】 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車</p>	<p>その際、とりあえず口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。(資料2-2「<u>震災</u>時等の相互応援に関する協定」、<u>参照</u>)</p> <p><b>5 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料 資料2-2「<u>震災</u>時等の相互応援に関する協定（1都9県）」 <u>参照</u> 資料2-<u>3</u>「災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目」 資料2-<u>4</u>「茨城県広域消防相互応援協定書」 資料2-<u>5</u>「茨城県緊急消防援助隊受援計画」</p> <p>第3 他都道府県被災時の応援</p> <p>■対策</p> <p><b>2 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料 資料2-2「<u>震災</u>時等の相互応援に関する協定（1都9県）」 <u>参照</u></p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>第3 緊急輸送</p> <p>■対策</p> <p><b>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付） 【県（防災・危機管理部、警察本部）】 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車</p>	<p>194</p> <p>200</p> <p>202</p>	<p>資料名の修正及び協定が廃止されているため削除 (防災・危機管理部)</p> <p>資料名の修正及び協定が廃止されているため削除、資料番号の修正 (防災・危機管理部)</p> <p>資料名の修正及び協定が廃止されているため削除 (防災・危機管理部)</p>

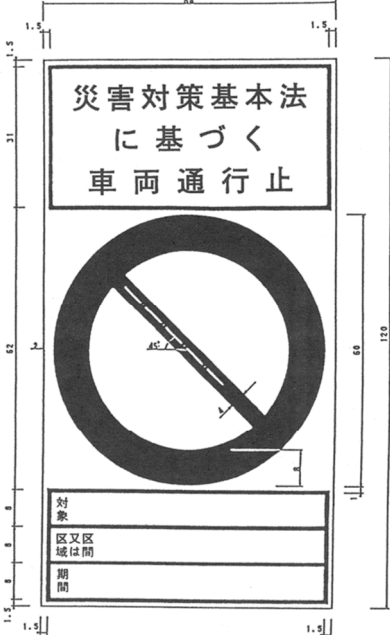

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の                      手続により適正に交付する。</p> <p>1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は                      県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両                      が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。</p> <p>2) 前記により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急                      通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行                      規則第6条 〃に規定する標章及び証明書を交付する。</p> <p>3) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示す                      るものとする。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は次                      のとおりである。</p> <p>4) 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急                      対策用として届出があった場合、事前に審査し、災害時に速やか                      に標章等の交付を図るものとする。また、この事前届出の取扱                      について、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時か                      ら周知に努める。</p> <p>様式第3（第6条関係）</p> 	<p>両としての申出に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の                      手続により適正に交付する。</p> <p>1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は                      県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申出書により当該車両                      が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。</p> <p>2) 前記により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急                      通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行                      規則第6条の2に規定する標章及び証明書を交付する。</p> <p>3) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示す                      るものとする。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は次                      のとおりである。</p> <p>4) 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急                      対策用として申出があった場合、事前に確認し、災害時に速やか                      に標章等の交付を図るものとする。また、この事前確認の取扱                      について、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時か                      ら周知に努める。</p> <p>別記様式第4（第6条の2関係）</p> 	<p>219</p> <p>220</p>	<p>災害対策基本法施行                      令の一部改正に伴う                      修正                      （県警交通規制課）</p> <p>災害対策基本法施行                      令の一部改正に伴う                      修正                      （県警交通規制課）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																							
<p><u>様式第4（第6条関係）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">知 事 印 公安委員会 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住 所</td> <td>( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行径路</td> <td>出 発 地</td> <td>目 的 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本産業規格A5とする。</p> </div>	番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			使用者	住 所	( ) 局 番	氏 名		通行日時			通行径路	出 発 地	目 的 地			備 考			<p><u>別記様式第5（第6条の2関係）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">茨 城 県 知 事 印 茨城県公安委員会 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動地域</td> <td>住 所</td> <td>( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> </div>	番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			活動地域	住 所	( ) 局 番	氏名又は名称		有効期限			備 考			<p>221</p>	<p>災害対策基本法施行令の一部改正に伴う修正 (県警交通規制課)</p>
番号標に表示されている番号																																										
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																										
使用者	住 所	( ) 局 番																																								
	氏 名																																									
通行日時																																										
通行径路	出 発 地	目 的 地																																								
備 考																																										
番号標に表示されている番号																																										
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																										
活動地域	住 所	( ) 局 番																																								
	氏名又は名称																																									
有効期限																																										
備 考																																										

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><b>5 交通規制</b></p> <p>3) 緊急交通路の交通規制</p> <p>災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。</p>  <p>第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動</p> <p>■対 策</p> <p><b>5 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料</p> <p>資料2 - <u>5</u> 「茨城県広域消防相互応援協定書」</p> <p>第5 応急医療</p>	<p><b>5 交通規制</b></p> <p>3) 緊急交通路の交通規制</p> <p>災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。</p> <p><u>別記様式第2（第5条関係）</u></p>  <p>第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動</p> <p>■対 策</p> <p><b>5 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料</p> <p>資料2 - <u>4</u> 「茨城県広域消防相互応援協定書」</p> <p>第5 応急医療</p>	<p>223</p> <p>234</p>	<p>災害対策基本法施行令の一部改正に伴う修正 (県警交通規制課)</p> <p>資料番号の修正 (防災・危機管理課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>■対 策</p> <p><b>1 応急医療体制の確保</b></p> <p>(2) 対策本部及び現地対策班の設置</p> <p>【県（保健医療部）】</p> <p>(略)</p> <p>また、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療____活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療____活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（「保健医療____調整本部」）の役割は、県災害対策本部保健医療部が行うものとする。</p> <p><b>3 後方支援活動</b></p> <p>(3) 人工透析の供給等</p> <p>3) 周産期医療</p> <p>【県（保健医療部）、市町村】</p> <p>県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び<u>周産期センター</u>等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。</p> <p><b>4 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料</p> <p>資料2－<u>7</u>「災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書」（日赤）</p> <p>資料2－<u>8</u>「災害時の医療救護についての協定」（医師会）</p> <p>第5節 被災者生活支援</p> <p>第1 被災者の把握等</p> <p>■基本事項</p> <p><b>1 趣 旨</b></p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>■対 策</p> <p><b>1 応急医療体制の確保</b></p> <p>(2) 対策本部及び現地対策班の設置</p> <p>【県（保健医療部）】</p> <p>(略)</p> <p>また、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（「保健医療<u>福祉</u>調整本部」）の役割は、県災害対策本部保健医療部が行うものとする。</p> <p><b>3 後方支援活動</b></p> <p>(3) 人工透析の供給等</p> <p>3) 周産期医療</p> <p>【県（保健医療部）、市町村】</p> <p>県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び<u>総合周産期母子医療センター</u>等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。</p> <p><b>4 資料、関連項目</b></p> <p>(1) 資料</p> <p>資料2－<u>6</u>「災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書」（日赤）</p> <p>資料2－<u>7</u>「災害時の医療救護についての協定」（医師会）</p> <p>第5節 被災者生活支援</p> <p>第1 被災者の把握等</p> <p>■基本事項</p> <p><b>1 趣 旨</b></p> <p>(略)</p> <p><u>なお、県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの</u></p>	<p>237</p> <p>242</p> <p>244</p> <p>252</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため （防災・危機管理課）</p> <p>正式名称への変更 （医療政策課）</p> <p>資料番号の修正 （防災・危機管理課）</p> <p>防災基本計画との整合を図るため （福祉政策課）</p>



茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>■対 策</b></p> <p><b>1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握</b></p> <p>(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成</p> <p><b>【市町村】</b></p> <p>市町村は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。</p> <p>また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>第2 避難生活の確保、健康管理</b></p> <p><b>■対 策</b></p> <p><b>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</b></p> <p>(4) 福祉避難所における支援</p> <p><b>【市町村】</b></p> <p>1) 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>■対 策</b></p> <p><b>1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握</b></p> <p>(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成</p> <p><b>【市町村】</b></p> <p>市町村は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。</p> <p>また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p><u>なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><b>第2 避難生活の確保、健康管理</b></p> <p><b>■対 策</b></p> <p><b>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</b></p> <p>(4) 福祉避難所における支援</p> <p><b>【市町村】</b></p> <p>1) 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p><u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情</u></p>	<p>253</p> <p>259</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため (福祉政策課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><b>2 避難所等における生活環境の整備</b>  <b>(1) 避難所等における生活環境の維持</b>  <b>【市町村】</b>                      市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める</p> <hr/> <p>ものとする。</p> <p><b>第3 被災者生活支援</b>  <b>■ 対 策</b>  <b>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能</b>  <b>【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、福祉部）、市町村】</b>  <b>(3) 活動拠点の提供</b>                      県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>      </u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>      </u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<b>把握</b>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<b>生活</b>環境について配慮するものとする。</p>	<p><u>報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 避難所等における生活環境の整備</b>  <b>(1) 避難所等における生活環境の維持</b>  <b>【市町村】</b>                      市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める<u>とともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u>ものとする。</p> <p><b>第3 被災者生活支援</b>  <b>■ 対 策</b>  <b>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能</b>  <b>【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、福祉部）、市町村】</b>  <b>(3) 活動拠点の提供</b>                      県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<b>関係者と積極的に共有</b>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<b>活動</b>環境について配慮するものとする。</p>	<p>260</p> <p>266</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため （生活衛生課）</p> <p>防災基本計画との整合を図るため （福祉政策課）</p>

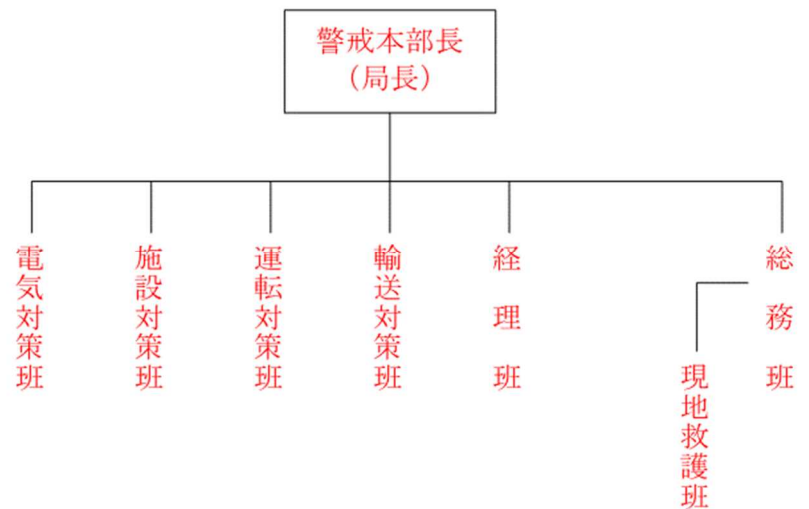
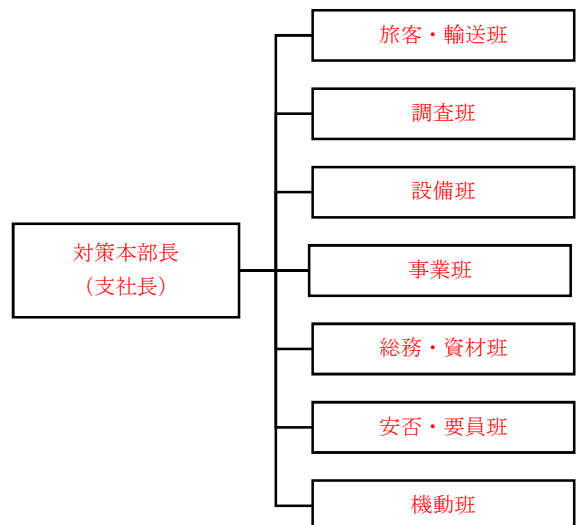
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第5 生活救援物資の供給 ■対 策 2 応急給水の実施 (3) 検査の実施 【市町村、県（<u>保健医療部</u>）】</p> <p>第6 要配慮者安全確保対策 ■対 策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (1) 安否確認、救助活動 (略) 特に、市町村は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する<u>個別計画</u>に基づく適切な避難支援を実施する。</p> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス 【県（<u>                    </u>福祉部）、市町村】</p> <p>第5節 被災者生活支援 第10 愛玩動物の保護対策 ■対 策 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう<u>配慮するとともに、</u> <u>動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。</u></p>	<p>第5 生活救援物資の供給 ■対 策 2 応急給水の実施 (3) 検査の実施 【市町村、県（<u>政策企画部</u>）】</p> <p>第6 要配慮者安全確保対策 ■対 策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (1) 安否確認、救助活動 (略) 特に、市町村は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する<u>個別避難計画</u>に基づく適切な避難支援を実施する。</p> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス 【県（<u>保健医療部</u>、福祉部）、市町村】</p> <p>第5節 被災者生活支援 第10 愛玩動物の保護対策 ■対 策 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう<u>努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。</u></p>	<p>278</p> <p>281</p> <p>282</p> <p>295</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p> <p>文言の修正 (福祉政策課)</p> <p>担当部局の追加 (長寿福祉課)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課)</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																		
<p>第7節 応急復旧・事後処理 第2 土木施設の応急復旧 ■対策 3 鉄道の応急復旧 【東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）】 (1) 組織及び動員 1) 災害対策本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="91 475 893 944"> <thead> <tr> <th>対策本部</th> <th>担当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客対策本部 (営業部長)</td> <td>・お客様に関する事項</td> </tr> <tr> <td>輸送対策本部 (運輸部長)</td> <td>・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項</td> </tr> <tr> <td>復旧対策本部 (設備部長)</td> <td>・災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項</td> </tr> <tr> <td>総務本部 (総務部長)</td> <td>・他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 ■対策 4 資料、関連項目 (1)資料 資料 17-7 「ごみ焼却施設一覧」 資料 17-8 「ごみ燃料化施設一覧」 資料 17-9 「粗大ごみ処理施設一覧」 資料 17-10 「し尿処理施設一覧」</p> <p>第5 行方不明者等の搜索 ■対策 4 資料、関連項目 (1)資料</p>	対策本部	担当事項	旅客対策本部 (営業部長)	・お客様に関する事項	輸送対策本部 (運輸部長)	・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項	復旧対策本部 (設備部長)	・災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項	総務本部 (総務部長)	・他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項	<p>第7節 応急復旧・事後処理 第2 土木施設の応急復旧 ■対策 3 鉄道の応急復旧 【東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）】 (1) 組織及び動員 1) 災害対策本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="960 475 1771 944"> <thead> <tr> <th>対策本部</th> <th>担当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客・輸送班</td> <td>・お客様に関する事項 ・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項</td> </tr> <tr> <td>設備班</td> <td>・災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項</td> </tr> <tr> <td>総務・資材班</td> <td>・他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 ■対策 4 資料、関連項目 (1)資料 資料 17-9 「ごみ焼却施設一覧」 資料 17-10 「粗大ごみ処理施設一覧」 資料 17-11 「し尿処理施設一覧」</p> <p>第5 行方不明者等の搜索 ■対策 4 資料、関連項目 (1)資料</p>	対策本部	担当事項	旅客・輸送班	・お客様に関する事項 ・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項	設備班	・災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項	総務・資材班	・他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項	<p>310</p> <p>339</p>	<p>対策本部の体制統一化に伴う修正 (東日本旅客鉄道(株)水戸支社)</p> <p>資料番号の修正及び資料編改定(令和2年度)に基づき削除(防災・危機管理課)</p>
対策本部	担当事項																				
旅客対策本部 (営業部長)	・お客様に関する事項																				
輸送対策本部 (運輸部長)	・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項																				
復旧対策本部 (設備部長)	・災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項																				
総務本部 (総務部長)	・他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項																				
対策本部	担当事項																				
旅客・輸送班	・お客様に関する事項 ・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項																				
設備班	・災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項																				
総務・資材班	・他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項																				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>資料 17-11 「火葬場一覧」</p> <p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 5 指定公共機関</p> <p>(2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）</p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第2節 警戒体制の確立 3 防災関係機関の体制</p> <p>(3) 指定公共機関</p> <p>1) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>東海地震注意情報を受領したときは、水戸支社に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。警戒本部の組織は次のとおりとする。</p> 	<p>資料 17-12 「火葬場一覧」</p> <p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 5 指定公共機関</p> <p>(2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、<b>KDDI株式会社</b></p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第2節 警戒体制の確立 3 防災関係機関の体制</p> <p>(3) 指定公共機関</p> <p>1) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>東海地震注意情報を受領したときは、水戸支社に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。警戒本部の組織は次のとおりとする。</p> 	<p>343</p> <p>389</p> <p>402</p>	<p>資料番号の修正 （防災・危機管理課）</p> <p>通信事業者社名の追記 （KDDI株式会社 北関東総支社）</p> <p>対策本部の体制統一化に伴う修正 （東日本旅客鉄道 （株）水戸支社）</p>